

令和8年皆野町農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開催期日 令和8年1月26日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時05分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤 克	出席	11	浅見 寿太郎	出席
2	眞下 一正	出席	12	前野 剛	出席
3	葦原 義人	出席	13	中畦 泰男	欠席
4	大瀨 英一	出席	14	浅見 幸弘	出席
5	四方田 順造	出席	皆野	丸山 眞守	出席
6	若林 雄一	出席	国神	柴崎 孝夫	出席
7	横田 和子	出席	金沢	山口 勝久	出席
8	四方田 克己	出席	日野沢	新井 英信	出席
9	東 光義	出席	三沢	山口 典男	出席
10	田島 一男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

1件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

事務局	初めに、あいさつ、浅見会長、お願いします。
浅見会長	皆さん、こんにちは。相変わらず時間前にお集まりをいただきましてありがとうございます。寒い日がこのところ続いています。いろいろと大変かと思いますが、同時に乾燥もひどくて、なかなか雨、雪、雪もいっぱい降られると困るのですが、適当に降ってもら分には、どうも欲しいな、乾燥が何とか解消できるような形になるといいなと思うのですが、そのせいもあるのか、またインフルエンザが学校のほうでもはやってきたりとかもありますので、皆さんもぜひ体調には気をつけて、それぞれご活躍をしていただければと思います。 今年は第1回目の定例総会ということです。今回から前野さんにも委員として加わっていただきますので、また早く慣れていただいて、それほど難しいことはありませんので、よろしく願いしたいなと思います。 以上で、挨拶にもなりません、今年もよろしく願いしますということでお願いをいたします。
事務局	ありがとうございました。 続いて、次第3の議案に入ります。 議事の進行につきましては、浅見会長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。
浅見会長	それでは、しばらくの間進行のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。着座で失礼をいたします。 それでは、ただいまの出席委員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年皆野町農業委員会第1回定例総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。 なお、本日の会議に欠席の届出は、13番、中畦泰男委員の1名でございます。 次に、議事録署名人に、2番、眞下一正委員、4番、大濱英一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
出席委員	(異議なしの声あり)
浅見会長	異議ないものと認めます。 よって、議事録署名人に、

2 番、眞下一正委員

4 番、大瀨英一委員にお願いをいたします。

それでは、議案に入るわけですが、議案に入る前に事務局から説明がありますので、事務局お願いします。

事務局

では、議案の説明に入る前に議案の取下げがございましたので、ご説明いたします。議案書 13 ページの第 3 条の規定による許可申請、番号 2、所有権移転の案件です。1 月 15 日付で許可申請の取下げ願がありましたので、議案の削除をお願いいたします。

また、こちらの議案は後日修正されて再提出をされる予定でいます。それでは、議長にお戻しいたします。

浅見会長

それでは、改めまして議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件を議題といたします。

番号 1 について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

それでは、事前にお配りしております議案書 1 ページ目をお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第 3 条の規定により、農地の申請があったので意見を求める。令和 8 年 1 月 26 日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号 1 についてご説明いたします。譲渡人、譲受人及び土地の表示は記載のとおりとなります。

申請の事由は新規就農です。譲受人が農作業に従事いたします。この農地について、1 月 20 日に 2 名の委員さんと現地調査を行いました。日当たりのいい斜面の樹園地であり、周辺農家と調和の取れた利用状況で、適正に管理すると思われます。

また、全部効率要件、農作業常時従事案件、地域との調和案件を満たしており、調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたことをご報告いたします。

こちらの案件につきましては、地区担当農業委員、2 番、眞下一正委員、区域担当推進委員は、三沢区域担当の山口典男委員となります。

現況写真を本日お配りしております。併せて御覧ください。

補足になりますが、この譲受人は会社員ではあるのですが、人材派遣会社勤務でありまして、勤務時間は派遣会社に相談して減らすことが可能です。そして、自由が利くので、勤務日数等もちろん調整可能なので、年間従事日数 200 日は確保できますということで聞いております。今後は、入手した農地で農作業に従事をし、ゆくゆく

くは果樹を栽培して活用したお酒などを第6次産業を視野に入れて果樹栽培を行いたいということで営農計画がございます。

農作業経験としては、農業大学校での実地研修を修了後、県内で有機栽培農家を行い、現在派遣先でも観光農園の管理を行っているとのこと。

以上、補足説明です。よろしくお願いします。

浅見会長

農業委員として地区担当の2番、眞下一正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

眞下委員。

2番
眞下委員

お世話になります。1月の20日、地元の山口推進委員さんと事務局の宮島さんと3人で現地を確認に行っていました。それについて報告させていただきます。

場所なのですが、案内図で見てもらうとちょっと分かりづらいかもしれないのですが、場所については前回あったのが〇〇〇〇寺さんは分かると思うのですが、〇〇街道から見て〇〇〇〇寺さんを左に見まして、昔の参道が来ているところがあるのですが、そこから見て〇〇側の左斜面が申請地になります。この案内図だとちょうどこの途切れているところで、ちょっと分かりづらいかと思うのですが、2つに分かれているこの下の図のほうを見てもらおうと、上のほうに新井さんが見えるのですが、これの左斜面に当たります。ちょっとうまく説明ができないかもしれないのですが、大体そんな位置になります。

その状況においては、視察したところ、斜面と斜面で山と接している感じがあるのですが、ほとんど申請にあったとおり果樹栽培ということで、ほとんどもう既に果樹が植わっている状態です。ほとんどもうこのままちょっと剪定をしてやれば、もう収穫もできるような、何かちょっと管理された、下草も刈ってありましたし、かなり手を入れてあるように感じました。また、ここにある2,052㎡のうちの、そのうちに果樹の栽培が2,000㎡、それでフキの栽培が250㎡ということで、合計すると250㎡ぐらいちょっと足りないかと思うのですが、これ山間部ということもあったり、現地写真を見ていただくと山越といったクロキが生えていたりとか、あと通路みたいなものもありまして、その辺でかなり面積は取られているので、問題はないかなと思いました。ちょっとうまく説明はできませんでしたが、かなり管理された状態で、いい状態であるということ報告させていただきます。ちょっと説明が下手ですみません。

	以上で終わります。
浅見会長	それでは、農地利用最適化推進委員として三沢区域担当の山口典男委員も現地確認に同行していると思いますが、本件に対してご意見がございましたらお願いいたします。
三沢地区担当 山口委員	先ほど眞下委員からもご報告がありましたように、非常に管理されている形になっております。それと、宮島さんからもお話をいただいていますけれども、ここに入られる、就農される方の経歴、そういったことを考慮いたしまして、十分今後も管理していただけるのかなということで意見を述べさせていただきます。 以上です。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。 横田委員。
7 番 横田委員	6 ページの周辺地域との関係ということは、6 番、それと 7 番とか、ここに書いてあるように、地域の何かがある場合には積極的に参加するとか、自治会に参加する、これはもう新たに〇〇〇から〇〇のほうに移住する予定になっているのですか。ではなくて、その都度そういうことがあったら参加するということなのですか。
浅見会長	事務局。
事務局	今のところ〇〇〇から動く気はなくて、車で通ってくる予定なので、その都度そのように参加したいというふうには聞いております。
浅見会長	よろしいですか。
7 番 横田委員	はい。
浅見会長	ほかに何かございますか。 浅見委員。
1 4 番 浅見委員	現状の写真を見ましても、非常にかなりきれいにされているのがよく分かるのですが、現在管理をしているのは譲渡人なのか、そ

のほかにもどなたか管理をしていただくということがあるのか、参考に教えてもらえればと思います。

事務局

譲渡人が管理しているというふうに聞いております。

事務局

ちょっと補足させていただくと、現地を見るとこの木に実際に添え木とかで竹をやっていたのですが、それが非常に青いという感じで、最近もずっとされていたというのが現地で確認できております。

14番
浅見委員

分かりました。譲渡人本人が管理しているということで理解させてもらいました。

浅見会長

ほかに何かございますか。特にはよろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほうを以上ということにさせていただきまして、これより採決をいたします。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付いたします。

1件取下げになりましたので、議案のほうは以上ということになります。ご協力いただきましてありがとうございました。